

下総基地も「土地規正法」の “注視区域” 候補に！！

“機能阻害行為阻止のためと、周辺住民の行動チェック・規制”

「土地等利用状況審議会」において「土地規正法」に基づく第三回の指定候補として、全国 25 都道府県の 180 箇所が示されました(2023 年 9 月 11 日)。

「下総基地」も候補地として示されました。今後地元関係自治体(柏市・鎌ヶ谷市・白井市・松戸市)の意見聴取が行われ年内にも注視区域の指定が予定されています。

ちなみに今回千葉県周辺では

東京都:防衛省市ヶ谷庁舎、府中基地など 4 箇所が注視区域候補に

千葉県:次世代装備研究飯岡支所、飯岡受信所、峯岡山分屯基地、館山航空基地など 6 箇所が特別注視区域に。

習志野駐屯地、木更津飛行場、下総基地、松戸支処、柏送信所など 11 箇所が注視区域に。

茨城県:霞ヶ浦駐屯地、百里基地など 5 箇所が特別注視区域。

航空装備研究所土浦支所が注視区域。

と指定候補にあがっています。

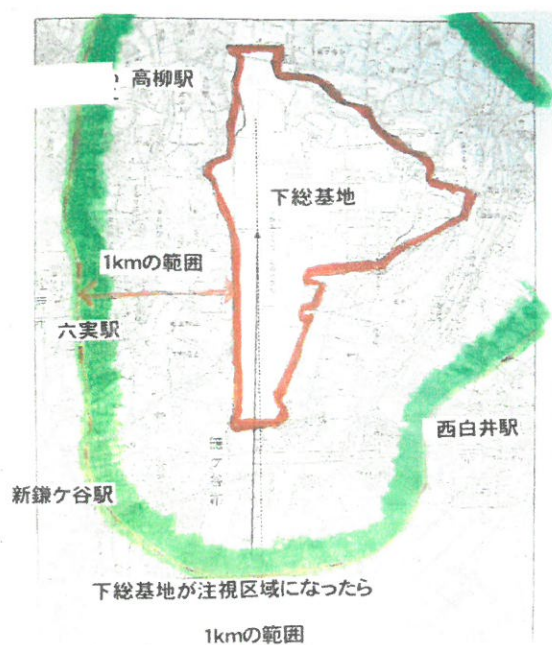
これまですでに 219 箇所が指定されており今回の分を加えると約 400 箇所になります(最終的に 600 箇所)。

Q、指定されるとどうなるの？

:下総基地から周辺 1km=高柳駅・六実駅・新鎌ヶ谷駅・西白井駅までの間で下総基地の機能阻害行為の存否が調査・チェックされます。

住民の行為が基地の機能を阻害する行為と国が判断すればその行為をやめるよう勧告・命令を受けます。もし従わなければ 2 年以下の懲役か 200 万円の罰金の刑罰があります。(「機能阻害行為」とは何なのか良く分からない?)

*戦前の「要塞地帯法」そのもので“戦争する国”の実行行為です(海渡弁護士)

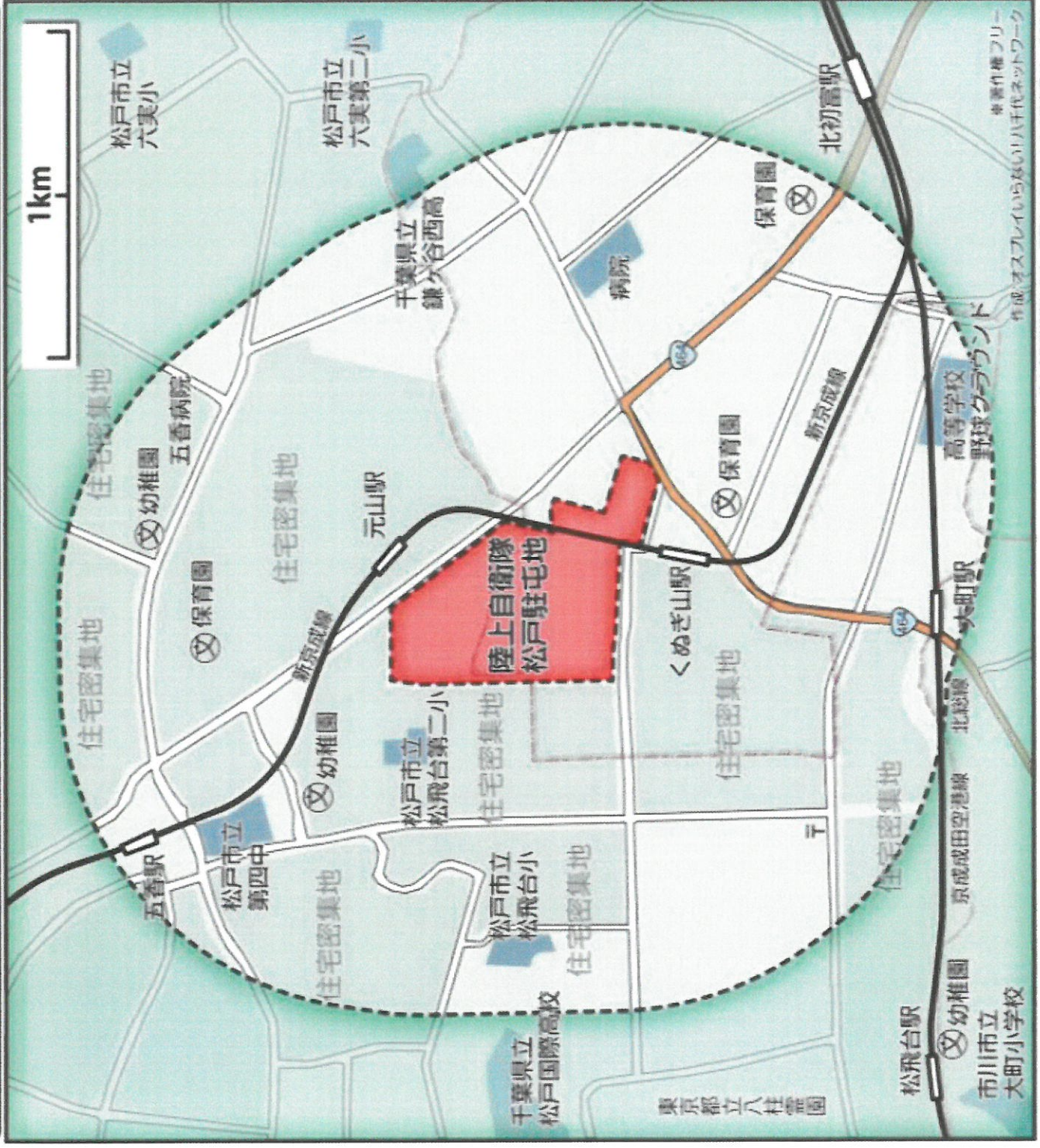


「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫

047-445-9144

*活動報告:HP「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセス出来ます。

陸上自衛隊松戸駐屯地、周囲約1キロメートルの目安図



陸上自衛隊松戸駐屯地、周囲1キロメートルの目安図 Ver.0001
 著作権フリー
 作成: オスプレイ 18年10月